

2024年4月23日
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ダッカ事務所2024年度中小企業等海外展開現地支援プラットフォーム事業
業務委託費明細書（産業分野）USD 7,001 (税込)

通貨単位：USD

業務内容	単価	単位	年間予定数量	単位	金額
個別支援業務①（情報提供サービスに係る業務）					
(1) ミニレポートによる情報提供	600	/件	2	件	1,200
(2) ブリーフィング対応による情報提供	248	/件	1	件	248
個別支援業務②（企業リストアップサービスに係る業務）					
(3) 現地パートナー候補リスト作成	450	/件	3	件	1,350
(4) リストアップ前後のブリーフィング対応	83	/件	1	社	83
個別支援業務③（商談アレンジ・現地協力機関等取次サービスに係る業務）					
(5) 関心度確認とコンタクトレポート作成	165	/社	1	社	165
(6) 商談アレンジ（同席なし）	100	/社	1	社	100
(7) 商談アレンジ（オンライン同席）	150	/社	3	社	450
(8) 商談アレンジ（対面同席）	165	/社	3	社	495
(9) プラットフォーム現地協力機関等への取次	165	/件	1	件	165
その他業務					
(10) 商談会・展示会イベントへの協力	750	/件	1	件	750
(11) 調査レポート作成	1,500	/件	1	件	1,500
(12) セミナー等での講演	165	/時	2	時間	330
(13) 協力機関等との連携強化、中小企業等の海外展開支援施策に係るアドバイス	165	/時	1	時間	165
合計					7,001

【業務委託費】

本業務に基づき支払われる業務委託費は、本業務委託費明細の通りとし、出来高払いとする。

ただし、年間USD7,001（税込）を超えないものとする。

(1)「業務委託費明細書」に記載の単価に当該月の対応件数を乗じた金額を支払う。単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。

なお、年間予定数量は想定数であり、確約するものではない。

(2)業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託費に含まれるものとし、ジェトロは負担しない。

(3)当該契約締結先のジェトロ事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託費に含まれるものとする。